

令和6年（2024年）5月24日

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔 様

箕面市通学区域審議会
会 長 増 田 昇

箕面市通学区域の設定等について（二次答申）

令和5年10月19日付けR05箕子政第583号による箕面市教育委員会からの諮問の内、諮問事項1「船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域の設定について」に対しては、令和6年1月17日付けの本審議会の一次答申を踏まえ、令和6年第1回箕面市教育委員会定例会において、新設校を施設一体型の校舎とすることを理由として通学区域の変更を行わないことが意思決定された。次いで、今般、諮問事項2「交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化及び過去に課題とされた地域の現状の確認について」では前審議会で通学区域の変更のあった7地区に対して、慎重審議の上、結論を得たので、箕面市通学区域審議会条例第2条の規定に基づき、別添のとおり答申する。

箕面市通学区域審議会答申（二次答申）

令和6年（2024年）5月

箕面市通学区域審議会

1 諮問事項2に関する審議経過

諮問事項2については、平成29年度から令和2年度にかけて、地域で活動されている団体の各校区の代表者で構成する「通学区域検討ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）」から意見を聴取しながら、当時の審議会（以下「前審議会」という。）にて丁寧に審議をしてきた結果一定の合意を得たものの、課題も残されていたことから、「箕面市通学区域規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第十四号）」により通学区域が変更される7地区について、当時の課題や外部環境の変化等を踏まえ、慎重に調査・審議を行った。

（通学区域が変更される地区）

地区	住所	通学区域の変更内容
①	牧落五丁目一番（一～三一、四六～六五）・一九番 百楽荘四丁目一番（一～五、四六～六〇）・八番	箕面小学校区から南小学校区
②	半町三丁目一番・二番・一〇番・一一番・一二番（四～三六）・一三番（一～五、四六～五二）	南小学校区から西南小学校区
③	半町二丁目一四番（四一～五七）・二〇番・二一番・二二番（一～一七）	南小学校区から西南小学校区
④	西小路四丁目六番	箕面小学校区から中小小学校区
⑤	箕面五丁目一〇番（二二～三七）・一一番（一七～三五）・一二番（五八～六七）	北小学校から中小小学校区
⑥	白島二丁目二六番～三〇番、三丁目一番～五番・一〇番～一六番	萱野東小学校区から萱野北小学校区
⑦	栗生新家一丁目一番 小野原西三丁目一番・三五番（一～一七）・三六番（一～三二、四四～五一）	豊川南小学校区から萱野東小学校区

調査・審議に当たっては、上表の7地区のうち、通学の安全性や地域活動の視点を踏まえ、まずは地区①及び地区⑤について重点的に議論し、その結果を踏ま

え、それ以外の地区についても再点検を行うものとした。

地区①を含む箕面小学校区においては、ワークショップでは通学区域変更案がまとまらず、前審議会において通学区域変更案を作成した経過があったことに加え、当時から通学の安全性に関する懸念が指摘されていたことから、本審議会において、現状の確認を行った上で重点的に審議した。

令和6年2月14日に、当時から通学の安全性に関する懸念が指摘されていた箇所及び地域団体から改善要望が挙がっている箇所を中心に通学路の現地視察を行ったところ、依然として通学の安全性には課題が認められた。

前審議会及びワークショップでは、通学の安全性を確保するため「小学校から半径1km圏内を目安に校区を設定する」こと、人口変動に左右されず、かつ均等な教育環境を確保するため「各校区の〔学校敷地面積/校区面積〕の値がより均等に近づく」ことの2つの指標に基づき検討を行った。本審議会においても、この指標を用いた検討経過や審議結果は当然尊重すべきであるとの認識の下で議論を進めた。

以上の2つの指標の中でも、本審議会としては、「小学校から半径1km圏内を目安に校区を設定する」という指標は満たしているものの、通学の安全性は何よりも重要視されるべき事項であるとの共通認識から現状を慎重に点検した結果、踏切や道路の横断については、依然としてその課題が認められた。

従って、本審議会では、地区①を箕面小学校区に戻すことが望ましいということで合意を得た。なお、地区①を箕面小学校区とした場合、箕面小学校区の〔学校敷地面積/校区面積〕の指標は、他の小学校区の指標の平均値と比べ、多少の乖離が生じるが、通学の安全性を踏まえれば、許容範囲内であると判断した。

また、通学の安全性の観点で現在も課題とされている箇所については、教育委員会においては、引き続き警察等関係機関との協議を粘り強く行っていただきたいといった意見も強く出された。

次いで、地区⑤を含む北小学校区では、地域団体の活動拠点が、中小小学校区に変更となるなか幼稚園跡地（箕面五丁目十番二三号）に移転されることが明らかとなったが、この変更は、前審議会における検討時には想定しえなかった外部環境の変化であると判断したため、地区①に引き続いて重点的に審議した。

審議では、通学区域の編制に関する意見として、「小学校区で活動する団体の活動拠点が小学校区外にあるのはおかしい。加えて、避難所が小学校区外になる点も不安視しているので、この際北小学校区に戻すべき」、「小学校区で活動する団体の活動拠点が小学校区外にあるのはおかしいので、元の通学区域に戻すか、

活動拠点を小学校区内に変更すべき」、「小学校区で活動する団体の活動拠点が小学校区外にあるのはおかしいが、それが元の通学区域に戻す理由にはならない。担当部局と調整し、活動拠点自体を再検討し小学校区内に戻すことが筋である」、「活動拠点は小学校区内にあるべきと考えるが、公共施設は未来永劫現状の場所にあるとは限らない。公共施設の移転がある度に通学区域を変更するのは不適切であり、基本的には前審議会の答申を尊重すべきである」といった様々な意見が出された。一方、「地区⑤は賛否両論があるなかでワークショップで決定された区域であることから、その結果は尊重すべきであり、通学区域を元に戻すならば、それ相当の理由が必要」といった基本的な姿勢に対する共通の理解も得た。

なお、全委員の共通認識が「地域団体の活動拠点は当該小学校区内にあることが望ましい」というものであったことから、「地域団体の活動拠点をなか幼稚園跡地に移すとした経緯の中で、市担当部局は通学区域の変更を念頭において検討を進めたのか」や「令和14年頃の通学区域の再編までに、北小学校区の中で別の活動拠点を探せる可能性はあるのか」といった意見が出され、これらの点を確認したうえで、慎重に審議を進めることとした。

上記の事項について、市担当部局に確認したところ、「近隣で確保できる候補地の内、地域団体ができる限りこれまでどおりの活動ができる場所・活動しやすい場所はどこかということを最優先に検討した結果であり、将来的に通学区域が変わることについては考慮しなかったこと」と「今後、地域団体と意見交換を行い、北小学校区内を希望される場合は、校区再編後の北小学校区内で適当な活動拠点が確保できないかについて検討していくこと」の回答を得た。

本審議会では、これらの回答を踏まえながら議論を深めた結果、地域団体の活動拠点は当該小学校区内にあることが望ましく定められた通学区域内で活動拠点の検討を行うことが本来の筋道であること、また避難所に関する意見については、前審議会及びワークショップにて、度重なる検討を行った結果、避難所が小学校区外になることも踏まえて校区が決定された経緯があり、現時点ではその決定を覆すだけの根拠が見当たらないことから、地区⑤については、前審議会の答申結果を尊重し、校区の変更はしないといった結論に至った。

なお、教育委員会においては、あらゆる地域活動が小学校区を基本としていることから、「地域生活に関する市のあらゆる施策が、校区（通学区域）の変更を見据えて展開されるよう、教育委員会内の子育て・青少年健全育成に係る部局はもとより、地域活動・防災・防犯・福祉部局等とも連携し、全庁的に取り組みを進めること。なお、校区変更に伴い避難所が変更になるケースがあることから、災害時等に混乱が生じないように、十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間

中も混乱が生じないよう十分な取扱いとすること。」といった前審議会答申の附帯意見を尊重し、本審議会としても再度、新たな通学区域を教育委員会のみならず全庁及び全市民に対して、強く周知しなければならないことについて、附帯意見として掲載するようにといった強い意見も出された。

それ以外の地区②③④⑥⑦については、外部環境の著しい変化がないこと、並びに、前審議会が実施したパブリックコメントに寄せられた意見やそれに対する前審議会の考え方を再確認し、本審議会としては通学区域を改めて再編するそれ相当の理由はないと判断した。

2 諮問事項2に対する答申

上記の検討を経て、本審議会としては、諮問事項2「交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化及び過去に課題とされた地域の現状の確認について」に対しては、下記の地区について、「箕面市通学区域規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第十四号）」から通学区域を変更することとし、それ以外の地区については変更の必要はないものと答申する。

記

●令和2年教育委員会規則第十四号から通学区域を変更する地域

地区	変更後の通学区域	
	小学校	中学校
牧落五丁目一番(一～三一、四六～六五)・一九番	箕面小学校	第一中学校
百楽荘四丁目一番(一～五、四六～六〇)・八番	箕面小学校	第一中学校

●答申にあたっての附帯意見

- ・通学の安全性の観点で改善要望等があがっている箇所については、教育委員会においては、引き続き警察等関係機関との協議を粘り強く行うこと。
- ・北小学校区の地域団体の活動拠点については、北小学校区内にあることが望ましく、当該地域団体との意見交換を十分に行うこと。
- ・前審議会の附帯意見の再掲となる部分もあるが、地域生活に関する市のあらゆる施策が、校区（通学区域）の変更を見据えて展開されるよう、教育委員

会内の子育て・青少年健全育成に係る部局はもとより、地域活動・防災・防犯・福祉部局等とも連携し、全庁的に取り組みを進めること。なお、通学区域が変更されることはもとより、校区変更に伴い避難所が変更になるケースがあることから、災害時等に混乱が生じないように、全市民への十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間中も混乱が生じないように十分な取扱いとすること。

【参考資料】

●審議経過

(1) 令和5年度第1回箕面市通学区域審議会

日時：令和5年10月19日（木曜日）10時から12時

場所：箕面市役所本館2階特別会議室

- 内容：1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 事務局紹介
5. 会長・副会長の選出
6. 諮問書手交
7. 諮問事項について
8. 審議
9. その他
10. 閉会

(2) 令和5年度第2回箕面市通学区域審議会

日時：令和5年12月15日（金曜日）11時～12時30分

場所：箕面市役所本館3階委員会室

- 内容：1. 開会
2. 第1回審議会にてご意見いただいた事項へのご説明（諮問1関係）
3. 審議
4. その他
5. 閉会

(3) 令和5年度第3回箕面市通学区域審議会

日時：令和6年1月17日（水曜日）14時30分から15時40分

場所：箕面市立中央生涯学習センター2階講義室

- 内容：1. 開会
2. 第2回審議会でご説明した資料の修正について
3. 諮問事項1に対する答申（案）について
4. 諮問事項2に関する教育委員会の考え方について
5. 閉会

(4) 令和5年度第4回箕面市通学区域審議会

日時：令和6年2月14日（水曜日） 15時から17時

場所：市内各所

内容：1. 通学路現地視察

（5）令和5年度第5回箕面市通学区域審議会

日時：令和6年3月28日（木曜日） 13時から14時40分

場所：箕面市役所本館3階委員会室

内容：1. 開会

2. 諮問事項2に関する検討について

3. 閉会

（6）令和6年第1回箕面市通学区域審議会

日時：令和6年4月23日（火曜日） 15時30分から16時20分

場所：箕面市役所本館2階特別会議室

内容：1. 開会

2. 諮問事項2に関する検討について

3. 閉会

（7）令和6年第2回箕面市通学区域審議会

日時：令和6年5月24日（金曜日） 10時30分から11時15分

場所：箕面市役所本館3階委員会室

内容：1. 開会

2. 答申（案）について

3. 閉会